

ボランティア運営要綱

(目的)

第1条

この事業は、社会福祉法人花ノ木（以下「花ノ木」という。）の入所者及び通所利用者等（以下「入所者等」という。）と地域住民との交流を通してボランティアに対する理解と関心を深め、入所者等及びその家族のニーズの実現や一人ひとりの豊かな生活を目指し、支えていく事を目的とする。

(事業内容)

第2条

- ①この事業は、入所者等に対しボランティアの行う援助を提供する。
そのための、ボランティアの募集、研修・教育及び活動のコーディネートを行う。
- ②特定非営利活動法人京都中部権利擁護センター京花園ボランティア事業と連携する。

(会 員)

第3条

この事業はボランティア登録者により構成する。
花ノ木と登録関係にある組織、実習生、その他の介護・援助を希望するものであれば登録する事が出来る。
会員は京都府社会福祉協議会によるボランティア保険に加入する。
なお、加入保険料は花ノ木の負担とする。

(会員の期間)

第4条

会員の期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、更新を希望する場合は毎年更新手続きを行う。年度途中の登録の場合は3月31日までとする。

(事務局)

第5条

①構成

事務局を花ノ木医療福祉センター内看護生活支援部に置き、基本、各病棟及び各センターに1名ずつボランティア委員を配置し構成する。

事務局責任者は看護生活支援部長（または課長）とする。

②業務

事務局責任者は、ボランティア登録の受付、ボランティア委員会の運営等をおこなう。

事務局責任者及びボランティア委員は、ボランティアの受け入れ、活動が円滑におこなわれるよう、病棟等とボランティアとの日常的な連絡・相談・指導を行うと共にコーディネート機能をもつ。

(登録手続き)

第6条

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局に提出する。

花ノ木は亀岡市社会福祉協議会にボランティア保険の手続きをする。

(経 費)

第7条

花ノ木行事、外出活動の援助ボランティア等で、花ノ木側より依頼するものについては交通費を支給する。

付則 1 この要綱は平成15年4月1日より実施する。

付則 2 この要綱は平成15年11月19日より実施する。

付則 3 この要綱は平成17年11月1日より実施する。

付則 4 この要綱は令和2年5月1日より実施する。

付則 5 この要綱は令和8年4月1日より実施する。